

(仮称)中野区個人情報の保護に関する法律施行条例案に盛り込むべき
主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

(仮称)中野区個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「新条例」という。)案に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について、以下のとおり報告する。

1 パブリック・コメント手続の実施結果

(1) 意見募集期間

令和4年12月21日(水曜日)から令和5年1月11日(水曜日)まで

(2) 意見提出者数

なし

(3) 「新条例案に盛り込むべき主な事項」からの変更点

なし

※「新条例案に盛り込むべき主な事項」は次のとおり。

(1) 個人情報の管理方法

(2) (仮称)中野区個人情報保護審議会の設置等

(3) 開示決定に係る不開示情報の調整

(4) 訂正請求及び利用停止請求の対象となる個人情報

(5) 開示、訂正及び利用停止請求に対する決定期限の短縮等

(6) 開示請求に係る手数料等

(7) 区における運営状況の報告及び公表

2 今後のスケジュール(予定)

令和5年

区議会第1回定例会に条例案提出

4月

新条例

施行